

Ⅱ 災害救助法、災害弔慰金の支給等に関する実務について

厚生労働省社会・援護局総務課
災害救助・救援対策室

Ⅱ-1 災害救助法の実務について

Ⅱ-2 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金の実務

1 制度の目的

「災害弔慰金の支給等に関する法律」は、自然災害により死亡した者の遺族に対し弔慰のために災害弔慰金を、精神または身体に重度の障害を受けた者に対し災害障害見舞金をそれぞれ支給するとともに、被災世帯の世帯主に対しては生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うことを目的とした制度である。

2 実施主体

- (1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付けは、市町村が条例を制定して行うこととされている。
- (2) 災害発生直後の極めて困難な状況の下で、迅速かつ的確に事務を遂行する必要があるため、あらかじめ、事務担当者を定めておくとともに、各種の事態に対応した円滑な処理が行えるよう連絡体制、事務処理手続等の周知徹底などについて十分配慮願いたい。

3 災害弔慰金及び災害障害見舞金について

- (1) 支給対象災害
 - ① 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給対象となる災害は、市町村の人口数にかかわらず、1つの市町村の区域内で5以上の世帯の住居が滅失すれば対象災害となる。この場合、住居が滅失した世帯数の換算は、災害救助法施行令第1条第2項に定める算定方法の例によるほか、全壊、半壊等の被害認定は、災害救助法の運用基準の例による。
(厚生省告示第192号「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」の(1))
 - ② 都道府県の区域内で5以上の世帯の住居が滅失した市町村が3以上存在する場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。
(同(2)のイ)
 - ③ 都道府県の区域内で、自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、その都道府県のすべての市町村の被害が対象災害となる。
(同(2)のロ)
 - ④ 災害救助法による救助が行われた市町村をその区域に含む都道府県が2以上あ

る場合、全国すべての市町村（その都道府県外の市町村も含む。）の被害が対象災害となる。（同（２）のハ）

（２）支給対象

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給については、自然災害に起因しない場合には、対象とならないので、留意願いたい。

自然災害による死亡であるか否か、障害の原因となる負傷または疾病が自然災害によるものか否かの判定は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給を行う市町村長が行うこととなるが、事実関係が明白でない場合には、警察又は消防等の各機関の情報などにより十分調査確認のうえ判定されたい。それでも判定が困難な場合は、市町村において医師や弁護士等の有識者による審査会を設置して、第三者の意見を聞くなど、その認定については慎重を期されたい。

（３）支給方法

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給は、受給権に基づいて支給されるものではなく自然災害による死亡及び障害という事実に対し、市町村の措置として支給される。したがって、市町村が、被害の状況、遺族の状況等必要な調査を行って支給するものとし、申請書の提出、支給の決定の通知等の手続きは、通常必要としないものであることに留意されたい。

4 災害援護資金について

（１）貸付け対象災害

- ① 都道府県の区域内において、災害救助法による救助が行われた場合、都道府県の各市町村は、貸付けを実施することができる。
- ② 災害救助法による救助が行われたときは、都道府県からその区域内の各市町村に対し連絡をとるよう配慮されたい。

（２）所得制限

- ① 災害援護資金が、被災世帯の生活の立て直しに資するため貸付けられる低利融資であることに鑑み、資金調達の比較的容易と考えられる一定所得以上の世帯については、貸付けの対象とはしない。
- ② 災害援護資金にかかる所得の基準額について、貸付けの対象となる世帯の住居が滅失した場合については、その損害の大きさからくる資金需要の大きさに鑑み、基準額を１，２７０万円としているところである。なお、この場合の住居の「滅失」には、全壊、全焼、流失のすべてを含むものとする。

（３）他制度との連携

被災者の生活再建については、被災者生活再建支援法など他制度の活用も図り、

これらを組み合わせて対応するよう市町村に対して適切な助言をされたい。

(4) その他留意事項

居住の事実がないにもかかわらず住民の登録地で被災し、家財が使用不能となったとして、り災証明書を取得し、虚偽の災害援護資金の申請をした詐欺未遂事件や、別人を装ってり災証明書を取得し、必要書類を添付して災害援護資金の貸付を受けた詐欺事件などが過去に発生している。

災害援護資金の貸付に当たっては、その対象となる被害の認定について、貸付を受けようとする者の申告に基づき、必要な調査をして確認することとされているため、適切な災害援護資金の貸付事務を行うよう改めて留意願いたい。

Ⅱ-3 担当者の異動連絡等について

都道府県・指定都市の災害救助担当者及び国民保護（救援）担当者等に異動があった場合については、別紙の様式により逐次災害救助・救援対策室まで連絡願いたい。

1 担当部局・課・係名 _____ 県 _____ 部(局) _____ 課 _____ 係 _____

職 階	職 名	ふり 氏	がな 名	自 宅 電 話 番 号 (※)
部長級				
課長級				
補佐級				
係長級				
担当者				

3 緊急時の連絡順位（職名を記入願います）（※）

① → ② → ③ → ④ → ⑤

・ 電話番号： () — (代 表) 内 線 —
 () — (直 通)
 ・ FAX番号： () —
 ・ Eメールアドレス： 担当者氏名 Eメールアドレス

→直通番号が無い場合は、その対応方法について記載願います。

対応方法

(例 代表電話が24時間体制であり、警備員より転送 等)

-11-

1 担当部局・課・係名 _____ 県 _____ 部(局) _____ 課 _____ 係 _____

3 担当者の職名、氏名、自宅電話番号

職 階	職 名	ふりがな 氏 名	自 宅 電 話 番 号 (※)
部長級			
課長級			
補佐級			
係長級			
担当者			

4 緊急時の連絡順位（職名を記入願います）（※）

① → ② → ③ → ④ → ⑤

・ 電話番号： () — (代 表) 内 線 —
 () — (直 通) —
 ・ FAX番号： () —
 ・ Eメールアドレス： 担当者氏名 Eメールアドレス

→直通番号が無い場合は、その対応方法について記載願います。

対応方法

(例 代表電話が24時間体制であり、警備員より転送 等)

-12-